省　　令

○総務省令第二十三号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（国際放送等の開始の届出）」に改め、同条第一項第一号中「協会国際衛星放送」を「国際放送又は協会国際衛星放送（以下「国際放送等」という。）」に改め、同項第二号中「協会国際衛星放送」を「国際放送等」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　国際放送にあつては国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所、協会国際衛星放送にあつては協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置

四　国際放送にあつては周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組において使用する言語、協会国際衛星放送にあつては周波数

第十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　国際放送にあつては、放送時間及び放送時間帯

第十六条第三項中「届出は、」の下に「国際放送にあつては国際放送の種類ごと、放送区域ごと、かつ、国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所ごと（一の国又は地域を対象とする放送区域における国際放送の業務が二以上の放送局の送信設備により行われる場合にあつては、当該放送区域ごと）に、協会国際衛星放送にあつては」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、法第二十五条の規定による変更の届出（国際放送に係る第一項第四号の周波数のみを変更する場合に限る。）を同時に二以上行う場合には、一の届出書によつて届け出ることができる。この場合において、当該届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　第一項第三号に掲げる事項

二　第一項第四号に掲げる事項の新旧対照

三　第一項第五号に掲げる事項

四　変更した年月日

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二　法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める協会国際衛星放送は、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送を受信することができる世帯数が五百万世帯以上であるものとする。

2　法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときとする。

一　一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域のうち、当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれない区域（次号において「特定区域」という。）が、当該区域の自然的社会的条件に特別の事情があるために協会国際衛星放送を受信する者がほとんど見込まれない区域である場合

二　特定区域において、協会国際衛星放送を受信している者が、当該協会国際衛星放送の業務の廃止後においても、当該協会国際衛星放送の放送時間の全部又は大部分について同一の放送番組の放送を行う外国放送事業者（法第二条第八号に規定する外国放送事業者をいう。）の放送を受信できる場合

第五十九条の見出しを「（放送廃止届出及び放送休止届出の記載事項等）」に改め、同条第一項中「第八十六条第二項及び」を「第八十六条第二項及び第三項並びに」に改め、「経て（）の下に「国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。）若しくは」を加え、同項第一号及び第二号中「休止した」を「廃止又は休止した」に改め、同項第三号中「休止した」を「廃止した年月日又は休止した」に改め、同条第二項中「第八十六条第二項」を「第八十六条第三項の廃止又は同条第三項」に改める。

別表第一号中「協会国際衛星放送の業務開始届出書」を「国際放送等の業務開始（又は変更）届出書」に、「協会国際衛星放送の業務を開始した」を「国際放送（又は協会国際衛星放送）の業務を開始（又は変更）した」に、「協会国際衛星放送の種類」を「国際放送等の種類」に、「協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局」を「国際放送等の業務に用いられる外国の放送局」に、「協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置」を「国際放送の業務に用いられる送信設備の設置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置」に、

「

協会国際衛星放送に係る周波数	
業務開始の期日	
放送事項（注3）	

」を

「

周波数等（注3）	
放送時間及び放送時間帯（注4）	
業務開始（又は変更）の期日	
放送事項（注5）	

」に

改め、同表の注1及び注2を次のように改める。

注1　国際放送に係る届出である場合は「短波放送」、「中波放送」、「超短波放送」、協会国際衛星放送に係る届出である場合は「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。

（記載例）「協会国際衛星放送―テレビジョン放送」

注2　協会国際衛星放送に係る届出である場合は、別表第六の二号の注3に準ずること。

別表第一号中注4を注7とし、同表の注3中「別表第六の二号の注5」を「国際放送に係る届出である場合は別表第六の一号の注3に、協会国際衛星放送に係る届出である場合は別表第六の二号の注5」に改め、同注を同表の注5とし、同注の次に次のように加える。

注6　変更届出である場合は、変更部分に下線を付し、備考としてその他参考となるべき事項を記載すること。

別表第一号の注2の次に次のように加える。

注3　国際放送に係る届出である場合は、周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組の使用言語を記載すること。

（記載例）「○○○○KHz―英語」

注4　国際放送に係る届出である場合に限る。

附　則

この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○総務省令第二十四号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）附則第四条の規定に基づき、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

総務大臣　山本　早苗